

## 目 次

### 第 1 号 5月18日（木曜日）

|  |    |
|--|----|
| 令和5年度下郷町議会5月第1回会議会議録（第1号）  | 1  |
| 議事日程第1号  | 2  |
| 開会   | 3  |
| 会議録署名議員の指名   | 3  |
| 会議日程の報告  | 3  |
| 町長提案理由の説明  | 3  |
| 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて<br>（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）         | 4  |
| 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて<br>（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））           | 7  |
| 議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて<br>（専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第5号）） | 7  |
| 議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）  | 10 |
| 散会   | 12 |



令和5年度下郷町議会5月第1回会議会議録第1号

|                                |                        |           |           |         |
|--------------------------------|------------------------|-----------|-----------|---------|
| 招集年月日                          | 令和5年5月18日              |           |           |         |
| 本会議の日程                         | 令和5年5月18日から5月18日までの1日間 |           |           |         |
| 招集の場所                          | 下郷町役場議場                |           |           |         |
| 本日の会議                          | 開会                     | 令和5年5月18日 | 午前10時00分  | 議長 小玉智和 |
|                                | 散会                     | 令和5年5月18日 | 午前10時40分  | 議長 小玉智和 |
| 応招議員                           | 1番                     | 星 和志      | 2番        | 小 椋 淑孝  |
|                                | 3番                     | 佐 藤 勤     | 4番        | 山名田 久美子 |
|                                | 5番                     | 星 昌彦      | 6番        | 玉 川 邦夫  |
|                                | 7番                     | 佐 藤 盛雄    | 8番        | 湯 田 純朗  |
|                                | 9番                     | 湯 田 健二    | 10番       | 星 能哲    |
|                                | 11番                    | 星 輝夫      | 12番       | 小 玉 智和  |
| 不応招議員                          | なし                     |           |           |         |
| 出席議員                           | 1番                     | 星 和志      | 2番        | 小 椋 淑孝  |
|                                | 3番                     | 佐 藤 勤     | 4番        | 山名田 久美子 |
|                                | 5番                     | 星 昌彦      | 6番        | 玉 川 邦夫  |
|                                | 7番                     | 佐 藤 盛雄    | 8番        | 湯 田 純朗  |
|                                | 9番                     | 湯 田 健二    | 10番       | 星 能哲    |
|                                | 11番                    | 星 輝夫      | 12番       | 小 玉 智和  |
| 欠席議員                           | なし                     |           |           |         |
| 会議録署名議員                        | 8番                     | 湯 田 純朗    | 10番       | 星 能哲    |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長                    | 星 學       | 副町長       | 室 井 哲   |
|                                | 参事兼総務課長                | 湯 田 英幸    | 総合政策課長    | 玉 川 武之  |
|                                | 税務課長兼会計管理者             | 玉 川 清美    | 町民課長      | 室 井 節夫  |
|                                | 健康福祉課長                 | 佐 藤 英勝    | 農林課長      | 只 浦 孝行  |
|                                | 建設課長                   | 猪 股 朋弘    | 教育長       | 湯 田 嘉朗  |
|                                | 教育次長                   | 湯 田 浩光    | 農業委員会事務局長 | 大 竹 浩二  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名             | 事務局長                   | 荒 井 康貴    | 書記        | 室 井 徳人  |
|                                | 書記                     | 芳 賀 沼 崇正  |           |         |
| 議事日程                           | 別紙のとおり                 |           |           |         |
| 会議に付した事件名                      | 別紙のとおり                 |           |           |         |
| 会議の経過                          | 別紙のとおり                 |           |           |         |

令和5年度下郷町議会5月第1回会議議事日程（第1号）

期日：令和5年5月18日（木）午前10時開会

開 会  
開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
8番 湯 田 純 朗  
10番 星 能 哲
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定に  
ついて)
- 日程第 5 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第8  
号))
- 日程第 6 議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて  
(専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補  
正予算(第5号))
- 日程第 7 議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第1号)
- 散 会

### (会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。何かとお忙しい季節になりました。本日は、全員の議員の方の出席、大変ありがとうございます。

また、マスクにつきましては、個人の自由となりましたので、質疑または答弁の際はマスク取り外し結構でございますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまから令和5年度下郷町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年度下郷町議会5月第1回会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、湯田純朗君及び10番、星能哲君を指名いたします。

---

### 日程第2 会議日程の報告

○議長（小玉智和君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

さきの議会運営委員会において、会議の日程を本日1日限りとすることで決定いたしましたので、これをご報告いたします。

---

### 日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和5年度下郷町議会5月第1回会議を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本会議におきましては、議案4件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の概要につきましてご説明を申し上げます。議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、下郷町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第

1 項本文の規定により、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。改正の概要でございますが、現下の社会情勢等を踏まえ、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しを令和5年末まで据え置くこととするほか、税負担軽減措置等の整理合理化等、所要の改正を行ったものであります。

議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,015万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億6,331万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては交付金等の額の確定により、また歳出につきましては事業費の確定に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,981万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては県支出金の額の確定により、また歳出につきましては保険給付費の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,927万9,000円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者子育て世帯に対し、特別給付金を給付する子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算の計上であります。

以上、本会議にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、ここで議会の皆様にご報告を申し上げます。令和5年第1回定例会で追認いただきました議案第29号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約についての件でございますが、検証を行いましたところ、法令違反には当たらないとの結論を得ておりますので、ご報告させていただきます。

---

#### 日程第4 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定につ

いて)

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） おはようございます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）ご説明いたします。今回の条例改正は、地方税法施行令、地方税法施行規則等が改正、令和5年3月31日に公布され、原則令和5年4月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページのほうを御覧ください。第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関するものであります。こちらにつきましては、地方税法施行規則の様式新設に伴い、引用様式を追加するもの及び文言を整理するものでございます。

次の第48条の法人の町民税の申告納付、50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手の規定ですが、こちらも様式の新設に伴い、引用様式を追加するもの及び文言を整理するものとなっております。

ページを移りまして、2ページをお開きください。98条のたばこ税の申告納付の手の及び第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手の規定について、こちらも様式新設に伴い、引用様式を追加するものとなっております。令和5年4月1日から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることから、各種納付書等へQRコード関連の表示をした様式、そちらをその2として追加されるものとなっております。

3ページをお開きください。附則の改正であります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、適用期間が延長され、令和6年までだったものが令和9年度まで3年間延長される改正となっております。指定または認定を受けた肉食卸売市場などで肉食牛を売却した場合、売却証明書が発行され、申告時に提出することで所得税や住民税が免除されるもので、所有者、また借用した農地に飼料作物等の栽培を行いながら、肉食牛を飼育している者を対象とした制度となっております。

附則第10条は、引用先である地方税法附則第64条の削除による引用条項の整理となっております。

附則第10条の2につきましても引用先である地方税法附則第15条の改正による項ずれの整理による改正となっております。

ページを移りまして5ページの上段になりますが、地方税法附則第64条の削除に伴い、第27条は削除となります。新たに創設されました地方税法附則第15条の9の3、大規模改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置について、特例割合を国の参酌基準である3分の1にするものを第27項に追加するものであります。

附則第10条の4、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、附則第10条の2第27項に追加した以降の項を整理する内容となり、引用条項の項ずれの整理による改正となっております。

次に、6ページになります。改正前の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定ですが、臨時的軽減措置の終了に伴い、規定を削除し、第15条の2の2及び第15条の2の3を1行ずつ繰り上げる改正となっております。令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した軽自動車税の環境性能割の臨時的機能軽減措置の期限が切れたための削除となります。

附則第15条の6の軽自動車の環境性能機能の税率の特例の規定に関しましても同様の理由にて第3項の規定を削除するものとなっております。

次に、6ページの下段、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例の規定ですが、軽自動車の種別割のグリーン化特例等の適用期限を3か年延長するものとなっております。令和5年3月31日までの適用期間が令和8年3月31日までの取得に延長され、翌年度の軽自動車税を軽減する改正となっております。

ページをお開きいただきます。9ページの附則第16条の2の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定ですが、こちらは附則第16条の改正に伴い、引用条項の項ずれの整理による改正となっております。

同じく9ページ、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例規定ですが、国、地方公共団体が行う特定土地区画整理事業等のため、土地の譲渡をした場合の2,000万円控除の特例の適用期間を3年間延長し、令和5年度から令和8年度までとする改正となっております。

以上、専決2号につきまして、地方自治法第179条第1項の本文の規定により、令和5年3月31日専決処分いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 1点だけお聞かせください。

毎回やっている改正なのですが、これによって税改正した場合、税収が上がるのか下がるのか、また町民の皆さんに説明する際に、こういうのを聞かれた場合、今新築でうちを建てている人とかもいますが、そういうときにこういうことを話していいのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの小椋議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の改正につきまして、改正内容としまして変更があった点で、町民の方に大きく変更点、改正される部分は特段とごさいません。マンション等の改正については部分に関しましても要件がございまして、築年度、20年以上経過した10戸以上のマンション、大規模改修を1度以上行っているとかそういう要件がございまして、下郷に関しましては該当要件はごさいません。

あともう一点、公共事業等の整備事業に関しましても、今現在下郷に関しましては該当要件はございません。

今後軽自動車税の軽減措置の改善の部分に関しましては、今現在措置されている軽減措置が延長となりますので、現段階、現状と変わらない状況でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 説明ありがとうございます。

私、以前にも今日の会議、1日しかないときに、提出資料でもう少し分かりやすい資料を追加で出させていただきたいとお願いして、了解しましたというふうに回答をもらった記憶がありますので、そういう資料等をつけていただければ、もっと分かりやすいのかなと思っていますので、その辺今回から注意して、今後つけていただきたいと思いますので、要望としてお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 要望ですね。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、税務課長、そういうことでよろしくをお願いいたします。

そのほかございませんか。質疑なしでいいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））

#### 日程第6 議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（小玉智和君） この際、日程第5、議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））及び日程第6、議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度下郷

町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第2号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第3号につきましては町民課長、室井節夫君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。ご説明申し上げます。

議案書の5ページでございます。議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、6ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,015万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億6,331万4,000円とするものであります。本補正につきましては、歳入歳出とも額の確定等によりまして予算の整理を行ったものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。13ページをお開きいただきまして、7款の地方消費税交付金から10款の地方交付税につきましては、交付額の確定により、それぞれ予算の整理を行うものです。

12款分担金及び負担金につきましては、事業確定による分担金の増額補正でございます。

続いて、17款寄附金ですが、1目一般寄附金につきましては下郷町建設組合及び高清水農園から、5目ふるさと応援寄附金につきましては特定建設業、株式会社北海道ハウス工業様よりご厚意をいただいたものであります。

続きまして、14ページ、18款繰入金につきましては、森林環境譲与税を活用した諸事業につきまして事業費が確定したことに伴い、森林環境譲与税基金からの繰入金を整理したものとっております。

21款町債につきましては、広域消防署、只見出張所建設工事費の減などにより、緊急防災・減災事業債870万円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。15ページにつきましては、事業費の確定により、予算の整理を行ったものとなっております。

16ページをお開きいただきまして、6款農林水産業費、2目林業費の積立金でございますが、事業費確定により、交付額に係る余剰金を基金に積み立てるものであります。

消防費につきましては、只見出張所建設費の減等による南会津地方広域市町村圏組合負担金499万7,000円の減額補正となっております。

最後に、予備費につきましては、歳入と歳出の調整により、9,103万6,000円を増額計上いたしております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めますのであります。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） おはようございます。それでは、議案書17ページの議案第3号

専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））について説明させていただきます。

18ページをお開き願いたいと思います。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,981万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、県補助金の交付決定によりまして、歳入の保険給付費等交付金と歳出の一般被保険者療養給付費等の支出額確定に伴いまして、専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出の調整につきましては、予備費での調整とさせていただきました。

24ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金965万1,000円を減額し、2節特別交付金を974万3,000円増額するものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、支出額確定により、1,078万4,000円の減額補正となっております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきまして支払額確定によりまして557万9,000円の減額補正となっております。

次に、8款予備費でございますが、歳入歳出の調整によりまして、1,645万5,000円の増額計上と調整させていただきました。

以上、補正予算につきましてご説明させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） 日程第7、議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 26ページをお開きください。議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、27ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,927万9,000円とするものであります。本補正につきましては、歳入歳出ともに国の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る予算計上となっております。

なお、事業内容を含め、詳細につきましては、この後担当の健康福祉課長がご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） おはようございます。それでは、議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）、子育て世帯生活支援特別給付金についてご説明を申し上げます。

別紙の資料となります議案第4号資料を御覧いただきたいと思います。まず、給付金の目的でございますが、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、特別給付金を支給することにより、生活の支援を行うことを目的としております。

次に、対象者でございますが、（1）といたしまして、今回の給付金につきましては、昨年度も実施しておりまして、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方がそのまま令和5年度も対象となる内容となっております。

また、（2）といたしまして、先ほどの（1）の対象になった方以外で令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等であって、直近の収入が急変している住民税非課税相当の収入の方を対象としております。

次に、対象者数でございますが、55人を見込んでおりまして、支給額につきましては対象児童1人当たり5万円を支給することとしております。

次に、事業費でございますが、給付金本体の補助金275万円に事務費といたしまして需用費や役務費、委託料等の合計52万9,000円を加えまして、総額327万9,000円を計上しております。財源につきましては、全額国費となっております。

次に、今後の予定となりますが、対象者のうち、（1）の方につきましては申請が不要とされておりまして、令和5年5月中に支給したいと考えております。

次に、（2）の方につきましては申請が必要とされておりまして、広報等で周知後、申請があり次第、順次給付金を支給したいと考えております。

なお、申請期限は令和6年の2月29日を予定しております。

以上、子育て世帯生活支援特別給付金についてご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今回の資料ですけれども、子育て世帯生活支援と、世帯という考えなのに、例えば4番の支給額、対象児童1人につき5万円、これ1世帯につきですか、1人につきですか。2人いたら10万円もらえるのですか。子育て世帯を支援して5万円というふうに考えるのですけれども、4番の支給額は対象児童1人につき5万円というのは、2人いたら10万円になるのかと、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま8番、湯田純朗議員からご質問のございました支給額についてのご質問にお答えさせていただきます。

支援をするのは、あくまでも子育て世帯になります。ただ、算出根拠としては、児童1人当たり5万円というような形になるので、3人いらっしゃれば15万円というふうな考え方になりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君、いいですか。

○8番（湯田純朗君） はい。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 国では、こども家庭庁が新しく創設されて、児童手当に対しては所得制限をつけないで子育て支援をバックアップするという方向の流れになっています。だから、そういう国の流れの中で、この部分だけが要するに所得制限をつけると、その辺が、これは町の問題ではなくて国の問題ですけれども、そういう子育てを支援するということの一貫性というのが何か整合性がないと。だから、そういう議論というのはなかったのですかね、今回国ではまず。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の中にごございました児童手当の所得制限の撤廃の話、そちらのほうはまだ国のほうでも議論中、検討中というふうな形で、まだそういう方向で進めていきたいというふうな流れでございまして、マスコミ以上の情報は当然我々のほうにもまだ入っておりません。今回の給付金につきましても国の内部では当然そういった部分も議論されたとは推測されるのですが、そういった詳しい情報まではちょっとこちらのほうまで流れてきておりませんで、あくまでも今回は影響を特に受ける低所得者の子育て世帯のほうに影響が大きいというふうな考えから、そういったある程度の一線を引いたというふうな考えで我々も推測はしているのですが、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

す。

以上です。

○議長（小玉智和君） 今の説明でいいですか。

佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） これは仮定の話をする大変申し訳ないですけども、所得制限が撤廃された場合だと、該当者はどのぐらいになるのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を、いいですか。答弁できますか。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 所得制限が撤廃されますと、ただ対象となるのが全世帯という考え方に多分なろうかと思えます。そうしますと、町独自で高校生以下の子育て世帯に1人2万円の給付を行っている作業を今進めているのですが、そちらのほうですと、対象児童の方が510名弱で、世帯数が280程度だったのかと思うのですが、その程度の規模になると思えます。所得制限が仮に撤廃されればというふうな仮定にはなりますが、以上でよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、ただいまの説明でいいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（小玉智和君） そのほかございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は大変ご苦労さまでございました。これで散会いたします。（午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員